

## 入札説明書

電子マニフェスト普及啓発等を目的とした  
ビデオ作製業務

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

契約責任者

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理 事 長 関 荘 一 郎

# 目 次

I	入札及び契約に関する事項	3
1	契約責任者	3
2	調達内容	3
3	競争参加資格	3
4	入札説明会の開催	3
5	入札者に求められる義務等	4
6	入札書兼見積書の記載方法等	4
7	秩序の維持	6
8	入札・開札	6
9	落札者の決定	7
10	契約書の作成	7
11	その他	8
12	契約条項・入札者注意事項を示す場所及び問合せ先	8

## I 入札及び契約に関する事項

### 1. 契約責任者

契約者 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事長 関 荘一郎

### 2. 調達内容

- (1) 調達に付する事項  
電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオ作製業務 [最低価格方式]
- (2) 特質等  
仕様書のとおり。
- (3) 契約期間  
仕様書のとおり。
- (4) 納入期限  
仕様書のとおり
- (5) 納入場所  
仕様書のとおり。
- (6) 入札・開札の日時及び場所  
2019年10月25日(金) 15時00分  
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

### 3. 競争参加資格

- (1) 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 電子マニフェスト普及啓発等ビデオについて企画から映像の作製までを1件とし、過去3年間で3件以上の作製実績があること。
- (5) 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」等において、「A」、「B」、「C」、又は「D」級に格付けされていること。
- (6) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる物であること。

### 4. 入札説明会の開催

入札説明会の出席を希望する者は、様式1の入札説明会参加申込書を2019年10月7日(月)16時00分までに持参又はFAXによって提出すること。

#### 【開催日時及び場所】

2019年10月9日（水） 16時30分  
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

#### 【連絡先】

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階  
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報サービス部  
担当 新井、宮崎 TEL 03-5275-7113 / FAX 03-5275-7112

### 5. 入札者に求められる義務等

#### (1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、＜4. 入札説明会の開催＞の入札説明会に参加の上、次に示す書類（様式2及び3）を次項（2）提出場所に示す場所に提出しなければならない。（時間厳守のこと）

ア 様式2 （提出日時：2019年10月9日（水）16時30分 入札説明会）  
平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写し又はこれと同等であると証明する書類1部

イ 様式3 （提出日時：2019年10月25日（金）15時00分 入札・開札）  
＜6. 入札書兼見積書の記載方法等＞に従って作成した見積書 1部

#### (2) 提出場所

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア7階  
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 会議室

### 6. 入札書兼見積書の記載方法等

#### (1) 入札書兼見積書の記載方法

ア 入札書兼見積書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書兼見積書は当センターの様式3によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

##### (ア) 入札金額

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

② 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

##### (イ) 品名

＜ 2. (1) 調達に付する事項＞に示した品名とする。

(ウ) 年月日

＜ 2. (6) 入札・開札の日時及び場所＞に示した年月日とする。

(エ) 入札者の氏名及び押印等

入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、押印すること。

(2) 入札書兼見積書の提出方法

入札者は次の方法により＜ 2. (6) の日時及び場所＞の入札箱への投函により入札書兼見積書を提出しなければならない。

封筒に入れ封印し、かつその封筒の表に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む）、宛名（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長殿）及び「電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオ作製業務」の入札書兼見積書在中」と記載して、提出すること。

(3) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書兼見積書に競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札書兼見積書の無効

次の各号の一に該当する入札書兼見積書は無効とする。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により提出された入札書兼見積書

イ 委任状のない代理人により提出された入札書兼見積書

ウ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書兼見積書

エ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書兼見積書

オ 同一の者により提出された二以上の入札書兼見積書

カ 入札書兼見積書が郵便で差し出された場合において＜ 6. (2) 入札書兼見積書の提出方法＞に定める事項の記載のない入札書兼見積書

キ 記載事項が不備な入札書兼見積書

(ア) 入札金額が不明確な入札書兼見積書

(イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書兼見積書

(ウ) 品名・数量が＜ 2. (1) 調達に付する事項＞で示したものと異なる入札書兼見積書

- (エ) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書兼見積書
  - (オ) 入札者及び代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名)の判然としない入札書兼見積書
  - (カ) 届出の印章の押印のない入札書兼見積書
  - (キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書兼見積書
  - ク 明らかに連合によると認められる入札書兼見積書
  - ケ その他入札に関する条件に違反した入札書兼見積書
- (5) 入札書兼見積書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
- 落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

## 7. 秩序の維持

### (1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア 入札者は入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

### (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

## 8. 入札・開札

### (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

### (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

### (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、契約責任者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち契約基準額の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。
- なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、入札金額が契約基準額の範囲に達する又は入札者がいなくなるまで繰り返し入札を行うので入札書兼見積書を複数枚用意しておくこと。

## 9. 落札者の決定

### (1) 落札者の決定方法

ア 最低価格落札方式とする。

＜5. 入札者に求められる義務等＞に従い、書類・資料を提出した入札者であって、  
＜3. 競争参加資格＞の競争参加資格を満たし、本入札説明書の要求要件をすべて満たして、当該入札者の入札金額が契約基準額の制限の範囲内であり、かつ、入札価格が最も低いものを落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び数量、合計金額を書面で通知する。

### (2) 落札決定の取消

次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ ＜6. (5) 入札書兼見積書の内訳金額と合計金額が符合しない場合＞の規定により入札書兼見積書の補正をしないとき。

## 10. 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

## 11. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検査に合格したときは、支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

## 12. 契約条項、入札者注意事項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 契約条項、入札者注意事項を示す場所

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 情報サービス部

担当 新井、宮崎 TEL 03-5275-7113 / FAX 03-5275-7112

(2) 入札に関する問い合わせ先 同上

(3) 仕様書等に関する問い合わせ先 同上

令和元年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 殿

## 入札説明会参加申込書

次の調達案件について、入札説明会に参加を希望いたします。

**【件名】**

電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオ作製業務

**【入札説明会日時】**

2019年10月9日(水) 16時30分

**【出席予定者名】(当日名刺を提出してください。)**

住 所:〒 -

会 社 名:

部 署 名:

(ふりがな)

氏 名:

電話番号:

**【提出方法】**

入札説明会の出席を希望する者は、2019年10月7日(月)16時00分までに持参又はFAX  
によって提出してください。

**【提出先】**

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麴町スクエア7階

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報サービス部

担当 新井、宮崎

□FAX:03-5275-7112

**(注意)**

入札説明会では入札説明書、仕様書等の配布はしませんので、各自ご持参ください。

令和元年 月 日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
理事長 殿

所在地  
商号又は名称印  
代表者氏名

**電子マニフェスト普及啓発等を目的としたビデオ作製業務証明書類の  
提出等について**

標記の件について、次のとおり提出します。

- 平成31年度・32・33年度（令和1・2・3年度）全省庁統一資格「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされていることが確認できる書類（平成31・32・33年度（令和1・2・3年度）環境省競争参加資格書（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写し）、又はこれと同等であると証明する書類
- 本書類の提出と併せて 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

(担当者)  
所属部署：  
氏 名：  
TEL/FAX：  
E-mail：

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当センターの求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。